

どくりつぎょうせいほうじんじょうほうしよりすいしんきこう しょうがい りゆう さべつ かいしやう すいしん かん たいおうようりやう しんきゆうたいしやうひやう  
 独立行政法人情報処理推進機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p style="text-align: right;">制定 2015 情総第176号                      最終改正 2023 情総企第 806号</p> <p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を次のように制定する。</p> <p style="text-align: right;">令和6年3月28日                      独立行政法人情報処理推進機構理事長</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人情報処理推進機構における障害を理由とする                      差別の解消の推進に関する対応要領</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（不当な差別的取扱いの禁止）</p> <p>第2条 役職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病等により起因する障害を含む。）</p>	<p style="text-align: right;">2015 情総第176号</p> <p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を次のように制定する。</p> <p style="text-align: right;">平成28年3月30日                      独立行政法人情報処理推進機構理事長</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人情報処理推進機構における障害を理由とする                      差別の解消の推進に関する対応要領</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（不当な差別的取扱いの禁止）</p> <p>第2条 役職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。以下この対応要領において同じ。）を理由とし</p>

む。)をいう。以下この対応要領において同じ。)を理由として、障害者(障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下この対応要領において同じ。)でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、役職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

なお、別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する(次条において同じ)。

### 第3条～第5条(略)

#### (相談体制の整備)

第6条 機構において、その役職員による障害を理由とする差別に関して、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するための相談窓口を総務企画部総務グループとする。

2 相談を行おうとする者は、手紙、電話、FAX、メールなどの方法を用いて相談を行うことができることとする。

3 前項の相談窓口に寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。

4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

### 第7条(略)

て、障害者(障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下この対応要領において同じ。)でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、役職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

### 第3条～第5条(略)

#### (相談体制の整備)

第6条 機構に、その役職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するための相談窓口として総務部総務グループを指名する。

2 相談を行おうとする者は、手紙、電話、FAX、メールなどの方法を用いて相談を行うことができることとする。

3 前項の相談窓口に寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。

4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

### 第7条(略)

附 則 (略)

附 則 (令和6年3月28日 2023情総企第806号)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (略)

独立行政法人情報処理推進機構における障害を理由とする差別の解消の  
推進に関する対応要領に係る留意事項

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。なお、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する。

また、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

独立行政法人情報処理推進機構における障害を理由とする差別の解消の  
推進に関する対応要領に係る留意事項

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

## 第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生防止等）及び機構の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

役職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に説明するものとし、理解を得よう努めることが望ましい。その際、職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められる。

## 第3 不当な差別的取扱いの例

正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は以下のとおりである。なお、記載した内容はあくまでも例示であり、これらの例だけに限られるものではないこと、正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であること、正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意する。

## 第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生防止等）及び機構の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

役職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得よう努めることが望ましい。

## 第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のようなものが考えられる。なお、第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であることに留意する必要がある。

(正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例)

- 障害があることを理由として、一律に窓口対応を拒否する。
- 障害があることを理由として、一律に対応の順序を後回しにする。
- 障害があることを理由として、一律に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒んだり、資料等に関する必要な説明を省いたりする。
- 障害があることを理由として、一律に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害があることを理由に、来訪の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、障害を理由に付き添い者の同行を拒む。
- 障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に施設利用を拒否する。
- 業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害者でない者とは異なる場所での対応を行う。
- 障害があることを理由として、障害者に対して、言葉遣いや接客の態度など一律に接遇の質を下げる。

(正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例)

- 実習を伴う講座において、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込まれる障害特性のある障害者に対し、当該実習とは別の実習を設定する。(障害者本人の安全確保の観点)
- 車椅子の利用者が畳敷きの個室を希望した際に、敷物を敷く等、畳を保護

(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- 障害があることを理由に窓口対応を拒否する。
- 障害があることを理由に対応の順序を劣後させる。
- 障害があることを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 障害があることを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害があることを理由に、来訪の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。

するための対応を行う。(行政機関等の損害発生防止の観点)

- 行政手続を行うため、障害者本人に同行した者が代筆しようとした際に、必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者本人に対し障害の状況や本人の手続の意思等を確認すること(障害者本人の損害発生防止の観点)

第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障害者の権利に関する条約(以下「権利条約」という。)第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人の権利及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。

合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障害者の権利に関する条約(以下「権利条約」という。)第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人の権利及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。

合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

2 合理的配慮は、機構の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。その提供に当たってはこれらの点に留意した上で、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、当該障害者本人の意向を尊重しつつ「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされる必要がある。建設的対話に当たっては、障害者にとっての社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と職員が共に考えていくために、双方がお互いの状況の理解に努めることが重要である。例えば、障害者本人が社会的障壁の除去のために普段講じている対策や、機構として対応可能な取り組み等を対話の中で共有する等、建設的対話を通じて相互理解を深め、様々な対応策を柔軟に検討していくことが円滑な対応に資すると考えられる。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性で

合理的配慮は、機構の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

2 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。



あることも踏まえた対応が求められることに留意する。

なお、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表示のみでなく、障害の特性等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

4 合理的配慮は、不特定多数の障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の「環境の整備」を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等

3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

4 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等

には、提供<sup>ていきよう</sup>する合理的<sup>ごうりてきはいりよ</sup>配慮<sup>てきぎ</sup>について、適宜<sup>みなお</sup>、見直し<sup>おこな</sup>を行う<sup>じゆうよう</sup>ことが重要<sup>じゆうよう</sup>である。  
なお、相談<sup>そうだん</sup>・紛争<sup>ふんそう</sup>事案<sup>じあん</sup>を事前<sup>じぜん</sup>に防止<sup>ぼうし</sup>する観点<sup>かんてん</sup>から、合理的<sup>ごうりてきはいりよ</sup>配慮<sup>ていきよう</sup>の提供<sup>かん</sup>に関する  
相談<sup>そうだん</sup>対応<sup>たいおう</sup>等を契機<sup>けいき</sup>に、内部<sup>ないぶ</sup>規則<sup>きそく</sup>やマニュアル<sup>まにゅあるとう</sup>等の制度<sup>せいど</sup>改正<sup>かいせい</sup>等の環境<sup>かんきやう</sup>の整備<sup>せいび</sup>を  
図<sup>はか</sup>ることも有効<sup>ゆうこう</sup>である。

また、機構<sup>きこう</sup>においては、機構<sup>きこう</sup>公式<sup>こうしき</sup>ホームページ<sup>ほーむぺーじ</sup>が、JIS X 8341-3:2016 <sup>もと</sup>に基<sup>もと</sup>  
づき多くの利用者<sup>りようしや</sup>に確実<sup>かくじつ</sup>かつ正確<sup>せいかく</sup>に情報<sup>じょうほう</sup>伝達<sup>でんたつ</sup>されるよう、JIS X 8341-3:2016  
のレベル<sup>じゆんきよ</sup> AA に準拠<sup>もくひよう</sup>することを目標<sup>もくひよう</sup>としている。

#### 第5 過重<sup>かじゆう</sup>な負担<sup>ふたん</sup>の基本的<sup>きほんてき</sup>な考え<sup>かんが</sup>方<sup>かた</sup>

過重<sup>かじゆう</sup>な負担<sup>ふたん</sup>については、具体的<sup>かくたいてき</sup>な検討<sup>けんとう</sup>をせず<sup>かくだいかいしやく</sup>に拡大<sup>くわたい</sup>解釈<sup>かいしゃく</sup>するなどして法の  
趣旨<sup>しゆし</sup>を損<sup>そこ</sup>なうことなく、個別<sup>こべつ</sup>の事案<sup>じあん</sup>ごとに、以下<sup>いか</sup>の要素<sup>ようそ</sup>等を考慮<sup>こうりよ</sup>し、具体的<sup>くたいてき</sup>場面<sup>ばめん</sup>  
や状況<sup>じょうきやう</sup>に応じて総合<sup>そうごう</sup>的<sup>てき</sup>・客観<sup>きやくかん</sup>的に判断<sup>はんだん</sup>することが必要<sup>ひつよう</sup>である。

役職員<sup>やくしよくいん</sup>は、過重<sup>かじゆう</sup>な負担<sup>ふたん</sup>に当<sup>あ</sup>たると判断<sup>はんだん</sup>した場合は、障害<sup>しょうがい</sup>者に丁寧<sup>しやうがいしや</sup>にその理由<sup>りゆう</sup>  
を説明<sup>せつめい</sup>し、理解<sup>りかい</sup>を得<sup>え</sup>るよう努<sup>つと</sup>めることが望<sup>のぞ</sup>ましい。その際<sup>さい</sup>には前述<sup>ぜんじゆつ</sup>のとおり、  
職員<sup>しよくいん</sup>と障害<sup>しょうがいしや</sup>者の双方<sup>そうほう</sup>が、お互<sup>たが</sup>いに相手<sup>あいて</sup>の立場<sup>たちば</sup>を尊重<sup>そんじやう</sup>しながら、建設<sup>けんせつ</sup>的<sup>てき</sup>対話<sup>たいわ</sup>を  
通<sup>つう</sup>じて相互<sup>そうごり</sup>理解<sup>かい</sup>を図<sup>はか</sup>り、代替<sup>だいたい</sup>措置<sup>そち</sup>の選択<sup>せんたく</sup>も含<sup>も</sup>めた対応<sup>たいおう</sup>を柔軟<sup>じゆうなん</sup>に検討<sup>けんとう</sup>すること  
が求め<sup>もと</sup>られる。

- 事務<sup>じむ</sup>又は事業<sup>また</sup>への影響<sup>じぎやう</sup>の程度<sup>えいきやう</sup>（事務<sup>じむ</sup>又は事業<sup>また</sup>の目的<sup>ていど</sup>、内容<sup>じむ</sup>、機能<sup>また</sup>を損<sup>な</sup>うか  
否<sup>いな</sup>か）
- 実現<sup>じつげん</sup>可能性<sup>かのうせい</sup>の程度<sup>ていど</sup>（物理<sup>ぶつりてき</sup>的<sup>ていど</sup>・技術<sup>ぎじゆつてき</sup>的<sup>せいやく</sup>的<sup>せいやく</sup>的<sup>じんてき</sup>・体制<sup>たいせい</sup>上<sup>じゆう</sup>の制約<sup>せいやく</sup>）
- 費用<sup>ひよう</sup>・負担<sup>ふたん</sup>の程度<sup>ていど</sup>

あるため、特に、障害<sup>しょうがい</sup>者<sup>しや</sup>との関係<sup>かんけい</sup>性が長期<sup>ちやうき</sup>にわたる場合<sup>ばあい</sup>等<sup>とう</sup>には、提供<sup>ていきよう</sup>する合理的<sup>ごうりてき</sup>  
配慮<sup>はいりよ</sup>について、適宜<sup>てきぎ</sup>、見直し<sup>みなお</sup>を行う<sup>おこな</sup>ことが重要<sup>じゆうよう</sup>である。

なお、機構<sup>きこう</sup>ウェブアクセシビリティ<sup>せしびりてい</sup>方針<sup>ほうしん</sup>においては、機構<sup>きこう</sup>公式<sup>こうしき</sup>ホームページ<sup>ほーむぺーじ</sup>が、  
JIS X 8341-3:2016 に基<sup>もと</sup>づき多くの利用者<sup>りようしや</sup>に確実<sup>かくじつ</sup>かつ正確<sup>せいかく</sup>に情報<sup>じょうほう</sup>伝達<sup>でんたつ</sup>されるよ  
う、JIS X 8341-3:2016 の等級<sup>とうきやう</sup> AA に準拠<sup>じゆんきよ</sup>することを目標<sup>もくひよう</sup>としている。

5 機構<sup>きこう</sup>がその事務<sup>じむ</sup>又は事業<sup>また</sup>の一環<sup>いつかん</sup>として設置<sup>せっち</sup>・実施<sup>じっし</sup>し、事業<sup>じぎやう</sup>者に運営<sup>じぎやうしや</sup>を委託<sup>うんえい</sup>  
等<sup>いたく</sup>する場合は、提供<sup>ていきよう</sup>される合理的<sup>ごうりてきはいりよ</sup>配慮<sup>ないよう</sup>の内容<sup>おお</sup>に大きな差異<sup>さいい</sup>が生<sup>しやう</sup>ずることによ  
り障害<sup>しょうがい</sup>者が不利益<sup>ふりえき</sup>を受けることのないよう、委託<sup>いたく</sup>等の条件<sup>じょうけん</sup>に、対応<sup>たいおう</sup>要領<sup>ようりやう</sup>を踏  
まえた合理的<sup>ごうりてきはいりよ</sup>配慮<sup>ていきよう</sup>の提供<sup>も</sup>について盛り込<sup>こ</sup>むよう努<sup>つと</sup>める。

#### 第5 過重<sup>かじゆう</sup>な負担<sup>ふたん</sup>の基本的<sup>きほんてき</sup>な考え<sup>かんが</sup>方<sup>かた</sup>

過重<sup>かじゆう</sup>な負担<sup>ふたん</sup>については、具体的<sup>かくたいてき</sup>な検討<sup>けんとう</sup>をせず<sup>かくだいかいしやく</sup>に拡大<sup>くわたい</sup>解釈<sup>かいしゃく</sup>するなどして法の  
趣旨<sup>しゆし</sup>を損<sup>そこ</sup>なうことなく、個別<sup>こべつ</sup>の事案<sup>じあん</sup>ごとに、以下<sup>いか</sup>の要素<sup>ようそ</sup>等を考慮<sup>こうりよ</sup>し、具体的<sup>くたいてき</sup>場面<sup>ばめん</sup>  
や状況<sup>じょうきやう</sup>に応じて総合<sup>そうごう</sup>的<sup>てき</sup>・客観<sup>きやくかん</sup>的に判断<sup>はんだん</sup>することが必要<sup>ひつよう</sup>である。

役職員<sup>やくしよくいん</sup>は、過重<sup>かじゆう</sup>な負担<sup>ふたん</sup>に当<sup>あ</sup>たると判断<sup>はんだん</sup>した場合は、障害<sup>しょうがい</sup>者にその理由<sup>りゆう</sup>を説明<sup>せつめい</sup>  
し、理解<sup>りかい</sup>を得<sup>え</sup>るよう努<sup>つと</sup>めることが望<sup>のぞ</sup>ましい。

- 事務<sup>じむ</sup>又は事業<sup>また</sup>への影響<sup>じぎやう</sup>の程度<sup>えいきやう</sup>（事務<sup>じむ</sup>又は事業<sup>また</sup>の目的<sup>ていど</sup>、内容<sup>じむ</sup>、機能<sup>また</sup>を損<sup>な</sup>うか  
否<sup>いな</sup>か）
- 実現<sup>じつげん</sup>可能性<sup>かのうせい</sup>の程度<sup>ていど</sup>（物理<sup>ぶつりてき</sup>的<sup>ていど</sup>・技術<sup>ぎじゆつてき</sup>的<sup>せいやく</sup>的<sup>せいやく</sup>的<sup>じんてき</sup>・体制<sup>たいせい</sup>上<sup>じゆう</sup>の制約<sup>せいやく</sup>）
- 費用<sup>ひよう</sup>負担<sup>ふたん</sup>の程度<sup>ていど</sup>

第6 合理的配慮の例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、例としては、次のようなものがある。

なお、記載した内容はあくまでも例示であり、必ず実施するものではないこと、記載した例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意する必要がある。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例)

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキヤスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく教える。
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難であったことから、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させるなどして臨時の休憩スペースを設ける。
- 不随意運動等により書類を押さえることが難しい障害者に対し、役職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供等したりする。
- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かり

第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものが考えられる。

なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはあくまでも例示であることに留意し、障害者の特性に配慮する必要がある。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキヤスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく教える。
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難であったことから、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させるなどして臨時の休憩スペースを設ける。
- 不随意運動等により書類を押さえることが難しい障害者に対し、役職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供等したりする。

やすく案内し誘導を図る。

- 情報処理技術者試験において、試験の案内書に定める期間に問題冊子及び答案用紙の拡大に係る申請があり、かつ、許可があった場合、可能な範囲で拡大を行う。
- 情報処理技術者試験において、発話が困難な者に対し、特別措置（点字受験、筆談等）に係る質問を受け付けるためのメールアドレス等を、機構のホームページにおいて公開する。
- イベント会場において知的障害のある子供が発声やこだわりのある行動をしてしまう場合に、保護者から子供の特性やコミュニケーションの方法等について聞き取った上で、落ち着かない様子のときは個室等に誘導する。
- 視覚障害者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求めに応じてトイレの個室を案内する。その際、同性の職員がいる場合は、障害者本人の希望に応じて同性の職員が案内する。

（合理的配慮に当たり得る情報の取得、利用及び意思疎通への配慮の例）

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字、手書き文字（手のひらに文字を書いて伝える方法）などのコミュニケーション手段を用いる。
- 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なりうることに留意して使用する。
- 視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。
- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい

- 情報処理技術者試験において、受験申込期間に試験に関する紙面の文字の拡大に係る申請があり、かつ、許可があった場合、可能な範囲で拡大を行う。
- 情報処理技術者試験において、発話が困難な者に対し、特別措置（点字受験、筆談等）に係る質問を受け付けるためのメールアドレスを、機構のホームページにおいて公開する。

（合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例）

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字、手書き文字（手のひらに文字を書いて伝える方法）などのコミュニケーション手段を用いる。
- 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なりうることに留意して使用する。
- 視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。
- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮

記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。

- 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明する。
- 知的障害者から申し出があった際に、2つ以上のことを同時に説明することは避け、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語はさける、漢数字は用いない、時刻は24時間ではなく午前・午後で表記する等の配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。また、紙等を書いて伝達したり、書面を示す場合には、ルビを付与した文字を用いたり、極力平仮名を用いたり、分かち書き(文を書くとき、語と語の間に空白を置く書き方)を行ったりする。
- パニック状態になったときは、刺激しないように、また危険がないように配慮し、周りの人にも理解を求めながら、落ち着くまでしばらく見守る。また、パニック状態の障害者へ落ち着ける場所を提供する。

#### (ルール・慣行の柔軟な変更の例)

- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、順番を教えたり、周囲の者の理解を得た上で手続き順を入れ替えたりする。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 機構の事務所が所在する建物内の駐車場等において、障害者の来訪が多数

を行う。

- 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明する。
- 知的障害者から申し出があった際に、2つ以上のことを同時に説明することは避け、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語はさける、漢数字は用いない、時刻は24時間ではなく午前・午後で表記する等の配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。また、紙等を書いて伝達したり、書面を示す場合には、ルビを付与した文字を用いたり、極力平仮名を用いたり、分かち書き(文を書くとき、語と語の間に空白を置く書き方)を行ったりする。
- パニック状態になったときは、刺激しないように、また危険がないように配慮し、周りの人にも理解を求めながら、落ち着くまでしばらく見守る。また、パニック状態の障害者へ落ち着ける場所を提供する。

#### (ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、順番を教えたり、周囲の者の理解を得た上で手続き順を入れ替えたりする。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーンや板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 機構の事務所が所在する建物内の駐車場等において、障害者の来訪が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画

見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。

- 入館時に IC カードを必要とするドアを通過することが困難な場合、別ルートからの入館を認める。
- 障害者が多数で会議に出席する場合は、使用するエレベーターを専用運転にする。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声等がある場合、当該障害者に説明の上、施設の状況に応じて別室等を準備する。
- 非公表又は非公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。
- 情報処理技術者試験において、試験時間中に試験監督員では行えない介助が必要な場合、試験の案内書に定める期間に申請があり、かつ、許可があった場合、当該介助を行う付き添い者の入室を認める。

また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載した内容はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であることに留意する。

(合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例)

- 試験を受ける際に筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、デジタル機器の持込みを認めない前例がないことを理由に、必要な

に変更する。

- 入館時に IC カードを必要とするドアを通過することが困難な場合、別ルートからの入館を認める。
- 障害者が多数で会議に出席する場合は、使用するエレベーターを専用運転にする。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声等がある場合、当該障害者に説明の上、施設の状況に応じて別室等を準備する。
- 非公表又は非公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。
- 情報処理技術者試験において、試験時間中に試験監督員では行えない介助が必要な場合、受験申込期間に申請があり、かつ、許可があった場合、当該介助を行う付き添い者の入室を認める。

調整を行うことなく一律に対応を断ること。

○ イベント会場内の移動に際して支援を求める申出があった場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、支援を断ること。

○ 電話利用が困難な障害者から電話以外の手段により各種手続が行えるよう対応を求められた場合に、マニュアル上、当該手続は利用者本人による電話のみで手続可能とすることとされていることを理由として、メールや電話リレーサービスを紹介した電話等の代替措置を検討せずに対応を断ること。

○ 自由席での開催を予定しているセミナーにおいて、弱視の障害者からスクリーンや板書等がよく見える席でのセミナー受講を希望する申出があった場合に、事前の座席確保などの対応を検討せずに「特別扱いはできない」という理由で対応を断ること。

○ 情報処理技術者試験において、身体に障害のある受験希望者から試験の申込みがあった場合に、事前に受験者の障害の状況や本人の希望等を考慮した具体的な対応策を検討せず、前例がないことを理由に対応を断ること。

○ 情報処理技術者試験において、身体に障害のある受験希望者から前例のない措置の実施を求められた場合に、試験運営体制や費用面等を理由に具体的な検討を実施しないこと。

(合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例)

○ 事務の一環として行っていない業務の提供を求められた場合に、その提供を断ること。(必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること  
の観点)

○ 抽選申込みとなっている講座への参加について、抽選申込みの手続きを

行うことが困難であることを理由に、講座への参加を事前に確保しておくよ

う求められた場合に、当該対応を断ること（障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであることの観点）

- イベント当日に、視覚障害者から職員に対し、イベント会場内を付き添ってブースを回ってほしい旨頼まれたが、混雑時であり、対応できる人員がいな  
いことから対応を断ること。（過重な負担（人的・体制上の制約）の観点）